

2020年7月28日

各 位

一般社団法人 日本経済団体連合会  
産業政策本部長 堀内保潔

内閣府地方創生推進事務局 地方拠点強化税制のご案内

拝啓 平素より当会の活動にご協力賜りお礼申し上げます。

さて、経団連では、わが国の持続的成長には地域経済の活性化が不可欠であるとの認識のもと、政府はじめ関係機関と連携し、地域におけるヒト・モノ・カネ・情報の集積と循環につなげる取り組みを後押ししております。

このたび、政府より、本年4月1日より関連法改正に伴う支援内容の拡充・強化が図られている地方拠点強化税制について、活用促進に向けた周知依頼がございましたので、ご案内申し上げます。

別添の資料をご参照の上、本税制について関係者への展開ならびに活用をご検討いただければ幸いです。なお、本件の内容に関するお問合せは内閣府に直接ご連絡くださいますようお願いいたします。

敬 具

記

1. 別添資料：「地方拠点強化税制」チラシ
2. ご案内先：地域経済活性化委員会・同企画部会 委員各位

<本件に関するお問い合わせ先>

内閣府地方創生推進事務局  
担当：遠山様、吉川様、矢吹様、藤本様  
TEL：03-3501-1697 FAX：03-3580-6389  
メール：kyotennzei@meti.go.jp

<本状に関するお問い合わせ先>

経団連 産業政策本部 青木  
TEL 03-6741-0721 E-mail: [doshu@keidanren.or.jp](mailto:doshu@keidanren.or.jp)

以 上

# こんなときには・・・ 地方拠点強化税制を 活用できます！

- ✓ 東京にある事務所を地方に移転したい！
- ✓ 災害対策のため、本社機能を分散化したい！
- ✓ 地方にある事務所の建物を増築したい！
- ✓ 地方にある事務所の雇用を増やしたい！
- ✓ 効率化のため、地方に研究所を集約したい！



設備投資額や雇用増加数に応じて、  
税制優遇を受けられます (※) ！

詳細は裏面をチェック ✓

※事前に各都道府県の認定を受ける等、一定の要件を満たす必要があります。



内閣府地方創生推進事務局



## 地方拠点強化税制

### 地方拠点強化税制とは？

- 企業が**本社機能**の全部/一部を、
- ✓ **東京23区**から**地方に移転**する場合、
  - ✓ **地方で拡充/東京23区以外**から**地方に移転**する場合、**オフィス減税**や**雇用促進税制**の適用を受けることができます。

※ 都道府県から、一定の条件を満たす**事業計画**の認定を受けた企業が対象

## オフィス減税

### オフィス減税とは？

地方で**本社機能を有する施設**を**新設/増設**する場合に、**建物等の取得価額**に応じて、**特別償却/税額控除**を受けられます。

- ✓ 対象となる施設：**事務所、研究所、研修所**（※工場や店舗は対象外）  
※ 業種の指定はありませんが、営業や製造部門など特定部門の事務所は対象外
- 東京23区から地方へ移転する場合（移転型事業）  
特別償却：**25%** or 税額控除：**7%**
- 地方で拡充する場合/東京23区以外から地方へ移転する場合（拡充型事業）  
特別償却：**15%** or 税額控除：**4%**

## 雇用促進税制

### 雇用促進税制とは？

地方で**新たに従業員を雇い入れる**場合などに、その**増加数**に応じて、**税額控除**を受けられます。

- ✓ 対象となる従業員：  
地方で**新たに雇用**、または**地方に転勤**した従業員（※正規雇用）  
※ 原則として、**企業全体で増加した従業員数**が上限
- 移転型事業  
初年度の税額控除：一人当たり、最大 **90万円**  
3年間の適用期間における税額控除：一人当たり、最大 **170万円**  
このうち、最大 **120万円**は、**オフィス減税と併用可能**
- 拡充型事業  
初年度の税額控除：一人当たり、最大 **30万円**

※ 税額控除額は、要件によって異なります。詳細は担当部局までお問い合わせください

<詳細な要件、ご不明な点、ご相談などについては、担当部局までお問い合わせを！>

### お問合せ先

※令和2年7月20日付で一部変更

(地方拠点強化税制全般・オフィス減税)

**03-3501-1697**

内閣府 地方創生推進事務局  
(経済産業省 地域経済活性化戦略室内)

(雇用促進税制)

**03-3502-6770**

内閣府 地方創生推進事務局  
(厚生労働省 雇用政策課内)

<その他、都道府県で独自の支援制度を設けている場合がありますので、各都道府県にもお問合せください！>